



登園してはいけない主な病気



病名	登園停止の期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、 かつ解熱してから3日を経過するまで
百日ぜき	特有のせきが消えるまで、または5日間の 適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱してから3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後 5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消えてから2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで

コレラ、細菌性赤痢などの感染症のほかにも、他の園児に感染するおそれがあるために、学校保健安全法により、登園停止になる病気があります。上の表は参考例です。治療後の登園については、医師と相談してください。 ※鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

上記の病気にかかった場合は、下記の登園許可書を切り取り、医療機関にて記入していただき、必ずご提出下さい。新しい用紙は、その都度お渡しします。

キ リ ト リ

久米川幼稚園長殿

登園許可書

園児氏名

病名

初診日 令和 年 月 日

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記の者は、幼稚園において予防すべき感染症が治癒しましたので、登園を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名

住所

医師氏名

印